別紙様式第5号(第6条関係)

オンライン申請は
こちらから

# あだち定額減税調整給付金(不足額給付)(※)申請書
## (事業専従者・合計所得金額48万円超で支給要件に該当する方用)

※ 調整給付金(不足額給付)とは、令和6年に支給した調整給付金(当初給付)注の算定に際し、令和5年所得等を基にした推計額(令和6年分推計所得税額)を用いて算定したことにより、結果として支給額に不足が生じた方などに対し、当該不足する額を支給するものです。

注:調整給付金(当初給付)とは、令和6年度に実施した所得税・個人住民税所得割の定額減税を十分に受けられなかった(=定額減税可能額が、令和6年分の推計所得税額又は令和6年度の個人住民税所得割額を上回った)方に対し、当該上回る額(1万円単位で切り上げ)を支給したものです。

| 支給市区町村<br>(令和7年度個人住民税の課税市区町村) |
|---|
| 足立区長　様 |

足立区
受付印

**※本様式は、調整給付金(不足額給付)の支給対象となりうる方で、申請が必要な方が使用するものです。**
**支給確認書が届いた場合は、本様式を使用しないでください。**

**【本様式での申請が必要な方】**
**足立区から支給確認書が届いていないが、本給付金の支給対象と思われる方**

**【誓約・同意事項】　※全ての項目を確認し、□にチェック(レ)を入れてください。**

1　下記の支給要件(1)～(3)のいずれの要件も満たす場合、原則として**4万円**(※)が支給されます。(納税義務者の合計所得金額が1,805万円超の場合は対象外。)足立区における確認の結果、支給要件(1)～(3)に該当しなかった場合には調整給付金(不足額給付)は支給されません。この要件に該当するか、又は支給対象となることについて足立区に事前に確認しています。※令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合には**3万円**

【支給要件】
(1)令和6年分所得税および令和6年度個人住民税所得割ともに定額減税前の税額が0円である
(2)青色事業専従者、事業専従者(白色)、合計所得金額48万円超のいずれかに該当する
(3)低所得世帯向け給付(※)の対象ではないこと
※ 令和5年度住民税非課税世帯への給付(7万円)、令和5年度住民税均等割のみ課税世帯への給付(10万円)、令和6年度新たに住民税非課税世帯となった世帯への給付(10万円)、令和6年度新たに住民税均等割のみ課税となった世帯への給付(10万円)

2　調整給付金(不足額給付)の支給要件の該当性等を審査するため、足立区が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求めること並びに提供することに同意します。

3　公簿等で確認できない場合は、必要書類の提出を行います。

**□ 上記1～3の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。**

## 1.支給対象者(申請者)

| (フリガナ)<br>氏名 | 生年月日 | 現住所 |
|---|---|---|
| | 明治・大正・昭和・平成<br>年　月　日 | 電話　(　) |

【代理申請を行う場合】
※ 以下を記入の上、委任状(様式不問)を同封してください。

| | (フリガナ)<br>代理人氏名 | 本人との関係 | 代理人生年月日 | 代理人現住所 |
|---|---|---|---|---|
| 代理人 | | | 明治・大正・昭和・平成<br>年　月　日 | 電話　(　) |

| | | | |
|---|---|---|---|
| 委任方法 | 上記の者を代理人と認め、給付金(不足額給付)の<br>【　確認・請求　/　受給　/　確認・請求及び受給　】　を委任します。<br>(該当するものに○。法定代理の場合は不要) | 支給対象者氏名 | 署名 |

**裏面も必ずご確認ください**

## 2.振込希望口座

代理申請を行う場合を除き、支給対象者本人名義の口座のみ指定できます。下記の枠内に希望する振込先を記入し、振込先口座がわかる書類の写し(コピー)を同封してください。

| 金融機関名 | | 支店名 | 分類 | 口座番号<br>(右詰めでご記入ください。) | 口座名義(カナ) |
|---|---|---|---|---|---|
| | 1.銀行 5.農協<br>2.金庫 6.漁協<br>3.信組 7.信漁連<br>4.信連 | 本・支店<br>本・支所<br>出張所 | 1普通<br>2当座 | | ※「1.支給対象者(申請者)」名義に限る。<br>※通帳の表記に合わせてください。 |
| 金融機関コード | | 支店コード | | | |

| ゆうちょ銀行 | 通帳記号<br>(6桁目がある場合は※欄にご記入ください。) | | 通帳番号<br>(右詰めでご記入ください。) | 口座名義(カナ) |
|---|---|---|---|---|
| ゆうちょ銀行を選択された場合は、貯金通帳の見開き左上またはキャッシュカードに記載された記号・番号をご記入ください。 | 1 ※ | | | ※「1.支給対象者(申請者)」名義に限る。<br>※通帳の表記に合わせてください。 |

## 3.申請理由　あてはまる項目について、□にチェック(レ)を入れてください。

- □ 青色事業専従者または事業専従者(白色)である
- □ 合計所得金額が48万円超である
- □ 本給付金の対象と思われるが、支給確認書(7月中旬発送)が届いていない

提出書類

□ **『あだち定額減税調整給付金(不足額給付分)申請書』(本書類)【必須】**
※ 1.支給対象者(申請者)、2.振込希望口座、3.申請理由すべてをご記入ください。

□ **『本人確認書類の写し(コピー)』【必須】**
※ 1.支給対象者(申請者)の**運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、年金手帳、介護保険証、パスポート等の写し(コピー)などを同封してください(いずれか1つ)**
※ **代理申請をする場合は代理人の本人確認書類(コピー)と委任状(様式は問わない)を同封してください。**
※ **代理人が法定代理人の場合は代理人の本人確認書類(コピー)と戸籍謄本などの代理人の資格を証明する書類を同封してください。**

□ **『振込先口座がわかる書類の写し(コピー)』【必須】**
※ **通帳やキャッシュカードの写し(コピー)**など、「2.振込希望口座」に記入した金融機関名・支店名・口座種別・口座番号・口座名義人を確認できる部分の写し(コピー)を**同封してください。**

**【令和6年1月1日時点で足立区に住民票がない方のみ】**
□ **『令和6年度個人住民税の納税通知書 または 課税証明書の写し(コピー)』**
※ 受給要件の確認に必要な令和6年度個人住民税額等がわかる納税通知書等の写し(コピー)を同封してください。

**【令和7年4月以降に新規で申告または修正した方のみ】**
□ **『令和6年分所得税の源泉徴収票 または 確定申告書の写し(コピー)』**
※ 受給要件の確認に必要な令和6年所得税額等がわかる源泉徴収票等の写し(コピー)を同封してください。

**【青色事業専従者または事業専従者(白色)のみ】**
□ **『事業主の令和6年分所得税確定申告書 または 青色事業専従者に関する届出書の写し(コピー)等』**

※ チェック漏れや、提出書類に不備がある場合、確認の連絡や追加提出をご案内する場合があります。

本申立ての内容に相違ありません。

令和　　年　　月　　日　　申請者氏名

記入方法や提出先は**あだち定額減税調整給付金ダイヤル**へお問い合わせください。

☎ 0120−740−036(平日の午前9時から午後8時まで)